

## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                                  ● 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	笠間市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kasama.lg.jp/page/page006062.html">http://www.city.kasama.lg.jp/page/page006062.html</a>

執行機関名 笠間市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	笠間市医療福祉費支給に関する条例(平成18年笠間市条例第99号)に基づき実施されている医療福祉条例第2条第4号及び第5号に該当する者を対象とした医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(母子・父子)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第4の項 笠間市医療福祉費支給に関する条例(平成18年笠間市条例第99号)に基づき実施されている医療福祉条例第2条第4号及び第5号に該当する者を対象とした医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第一条	笠間市医療福祉費支給に関する条例(平成18年笠間市条例第99号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、妊産婦、小児、生徒、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		笠間市医療福祉費支給に関する条例(平成18年笠間市条例第99号) 笠間市医療福祉費支給に関する条例施行規則(平成18年笠間市規則第46号)